

あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画

第1回策定委員会 議事要旨

■日 時：令和8年9月16日（火） 10時00分～12時00分

■場 所：あま市役所 本庁舎2階 B会議室

■出席者：

【委員】

区 分	職 名	氏 名	出欠
委員長	大同大学大学院工学研究科 教授 ・建築学部 教授	嶋 田 喜 昭	○
委員	七宝町土地改良区 理事長	山 田 利 之	×
副委員長	美和町土地改良区 理事長	伊 藤 忠 久	○
委員	あま市農業委員会 会長	小 関 裕 介	○
〃	あま市商工会 副会長	川 口 正 起	○
〃	あま市観光協会 副会長	早 川 安 広	○
〃	あま市女性の会 会長	鈴村 加奈枝	○
〃	あま市民生委員児童委員協議会 副会長	滝本 十代子	○
〃	あま市まちづくり委員会 会長	横山 亜矢子	○
〃	あま市まちづくり委員会	小 林 優 太	○
〃	あま市防災ネット 会長	河 竹 正 幸	○
〃	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課長	青 柳 克 彦	○ (代理：五井)
〃	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	湯 浅 健 司	○ (代理：塙)
〃	愛知県海部建設事務所 企画調整監	野 田 峰 憲	○

【事務局】：6名

■次 第

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議題

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(2) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定体制及び会議スケジュールについて

(3) あま市都市計画マスタープランの見直しに向けて

(4) あま市緑の基本計画の見直しに向けて

5 閉会

議 事

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議題

(1) 委員長及び副委員長の選任について（資料 1-1、1-2）

委員長には嶋田委員、副委員長には伊藤委員が選出された。

(2) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定体制及び会議スケジュールについて （資料 2）

【質疑・応答】

・意見なし

(3) あま市都市計画マスタープランの見直しに向けて（資料 3、4）

【質疑・応答】

内 容		回 答
1	今回の改定で大きく関わるのは令和 9 年度より導入される都市計画税だと思う。都市間競争において、都市計画税は他市町村と同じスタートラインに立つための新たなまちづくりの財源として期待しているが、市長の公約では都市計画税の倍増の歯止めを掲げている。市長の方向性に基づきながら、都市計画税を活用するハード事業に対応できるか。また、表現を見直す必要はないか。【早川委員】	これまでの住民説明会や議会では 0.3% の税率を前提に説明してきたが、市長は 0.15% の税率に見合った事業を行いつつ、行政改革で財源を捻出する考えを示している。計画の表現は変更せず、事業を進めたいと考えている。【事務局】
2	少子高齢化により、福祉事業の扶助費や社会保障関係の経費は人口減少に相反して増える予測がある中、人が定住するまちづくりの基盤整備に向けて、都市計画税は非常に重要な財源となる。人が住むことで初めてまちの基盤が作られ、その指針が都市マスとなるため、計画には都市計画税を利用した様々な展開を記載できると良い。【早川委員】	
3	- 都市計画税の税収の見込みを教えてほしい。 - 市の都市づくりに関わる公共事業費全体のうち、都市計画税による税収割合はどの程度か。【嶋田委員】	- 都市計画税の税収は、税率 0.3% だと 9 億円、税率 0.15% だと 4.5 億円を見込んでいる。 - 資料 3（2-27 頁）における「投資的経費」が、公共事業費を指すものであるので、参照されたい。【事務局】

内 容		回 答
4	資料4（7頁）の「あま市のまちづくりに対する関心（R2・R8）」の調査結果について、「関心はあるが、情報提供のみでよい」の項目が令和2年調査はないが、令和8年調査で新たに追加したのか。【小林委員】	令和2年は都市計画マスタープラン策定に関するアンケート調査を実施したが、今回は未実施のため、総合計画に関するアンケート調査と比較して分析を行っている。そのため、令和2年と令和8年で調査項目が一致しないものがある。【事務局】
5	まちづくりに対する市民意識として調査結果をまとめているが、この5年間で若い世代の活躍など市民活動の内容も変わっていると思う。定量的な内容だけでなく、質的な動きを加筆してはどうか。【小林委員】	市民活動の質的な動向について、追記を検討する。【事務局】
6	資料4（15頁）のテーマ別方針について、水害対策は是非進めてもらいたい。災害の様相は近年変化しており、各種災害に対する市の認識と現状の災害対策に対する評価、それらを踏まえた計画への反映内容を教えてほしい。【小林委員】	本市は排水機能が弱く、基盤整備は県内市町村でも遅れているため、市としても防災対策の重要性を強く認識している。アンケート調査でも「下水道・排水路の整備」や「地震や水害などの防災対策」を重視する意見が多く、集中豪雨対策として都市計画税を活用した基盤整備を進め、災害に強いまちにしていきたい。【事務局】
7	資料4（7頁）の「あま市のまちづくりに対する関心（R2・R8）」の調査対象を確認したい。「関心はあるが、情報提供のみでよい」が最も多いが、特に甚目寺区は町内会が減っているが、回答者の属性について教えてください。【鈴村委員】	資料3（2-32頁）に令和2年と令和8年のアンケート調査の調査対象を示しているとおり、対象者は満18歳以上の市民3,000名である。町内会の入会に関わらず無作為に抽出している。【事務局】
8	まちづくりにおいて今後の自治会をどのように考えているか。【鈴村委員】	策定中の総合計画でも「市民と育てる協働のまちをつくりまします」といった目標を掲げており、市としても市民協働の必要性を認識している。自治会の加入率が減少傾向にあることは認識しており、担当課で積極的に周知を行っている。【事務局】
9	あま市で生活する上では、町内会に入らなくても困ることはない。以前はゴミ袋や広報の配布は町内会を通して行っていたが、現在は町内会に入っていなくても配布され、また、防災訓練等にも参加できる。自治会の役割は、神社やお地蔵の管理のみだが、今後自治会は何が魅力となるか。【鈴村委員】	自治会の維持については市としても危惧しており、大きな課題として担当課でも検討を進めているため、ご意見を伝え今後の検討事項とさせていただく。【事務局】
10	自治会に関する内容は、テーマ別方針の連携・協働に関わると思う。内容を確認いただき修正等あれば対応をお願いします。【嶋田委員】	追記する【事務局】

内 容		回 答
11	・まちづくり活動の内容として、市民全員が参加できる活動だけでなく、主体的に活動している方の活動内容の整理が必要ではないか。活動内容は地域によって異なり、特色がある。市の現況を把握しつつ、特色ある活動を記載することで、将来にもつながると思う。【小林委員】	・資料3（2-29～2-30頁）では、これまでの都市づくりに関わる団体数や活動を記載している。その他の項目についても、策定中の総合計画と情報共有を行いながら、追加の必要性を検討する。【事務局】
12	・（資料4：15頁）テーマ別方針の都市基盤力「③誰もが移動しやすい地域公共交通の充実」に「自転車利用者の安全性」とあるが、七宝地区は狭い歩道が多く、電柱により車道にはみ出さないと通れない箇所が多い。安全性の記載により、そうした道路を拡張する意図はあるのか。【横山委員】	・「自転車利用者の安全性」は、道路交通法の改正により自転車歩行者道のルールが変更になったため、それに対応する方針として追加した項目である。いただいたご要望については、担当課を通じて対応を検討する。【事務局】
13	・資料4（15頁）の都市基盤力「③誰もが移動しやすい地域公共交通の充実」に自転車に関する内容が含まれているが、公共交通に自転車が含まれることに違和感がある。自転車の項目は「④暮らしを支える都市基盤の整備」に移動してはどうか。【横山委員】	・資料4の記載箇所が誤りであり、計画書本編では「④暮らしを支える都市基盤の整備」に自転車に関する内容を追加している。資料4を修正する。【事務局】
14	・（資料3：3-16頁）テーマ別方針の都市基盤力④「エ 安全・快適な歩行空間づくり」について、歩行だけでなく自転車に関する記載があるため、タイトルを「歩行等」などに再検討してほしい。【嶋田委員】	・検討する【事務局】
15	・（資料3：3-18頁）テーマ別方針の防災・減災力①「イ 水害対策の推進」において、「遊水・保水機能の向上」を削除された意図を確認したい。【野田委員】	・担当課からの意見により対応しているが、即答できないので、後日回答する。【事務局】
16	・（資料3：3-18頁）防災・減災力①「水害対策の推進」には、都市計画税を活用した下水道事業に関する記載がないが、本方針にも追加が必要ではないか。【野田委員】	・都市計画税を活用した事業として、資料4（p12）「下水道（雨水）整備の新規着手」や「防災機能を有する広場の整備」など防災・減災力に資する内容に即し、追記する。【事務局】
17	・木田郷南土地地区画整理事業の保留地処分は終わっているのか。また、公園の整備状況を教えてほしい。【嶋田委員】	・保留地処分は完了しており、公園は都市計画法基準の3%を満たす1,000㎡規模の公園を2カ所整備し、市の街区公園として移管を受けている。【事務局】

（4）あま市緑の基本計画の見直しに向けて（資料5、6）

【質疑・応答】

内 容		回 答
1	・緑被率と緑地率の違いは何か。また、緑地率と比較し、緑被率が多い理由を教えてください。【川口委員】	・本計画では、緑地の対象は農地等の緑に覆われた公園や公園緑地に準ずる機能を持つ施設、法律で定められ

		ている農地（農振農用地区域、生産緑地）等であり、緑被地の対象は樹木や水面などの緑で覆われている土地である。両者で扱う施設や面積が異なるため、数値が一致していない。 ・緑被率には農振農用地区域以外の農地や街路樹等も含んで算出しているため、緑地率より数値が大きくなっている。【事務局】
2	・緑地率・緑被率に関する説明を注釈としてページ下部に追加した方が良い。【嶋田委員】	・追記する【事務局】
3	・今回の見直しにより、削除した課題はあるか。【嶋田委員】	・削除した課題はない。【事務局】

5 閉会